

1 月の IASB Update によるこそ

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。基準、修正及び解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及び IFRS 解釈指針委員会「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2017 年 1 月 18 日に英国ロンドンの IFRS 財団の事務所で公開の会議を開催した。

議論のトピックは以下のとおりであった。

- **IFRS 第 13 号「公正価値測定」の適用後レビュー**
- **対称的な期限前償還オプション**
- **会計方針及び会計上の見積り**
- **保険契約**
- **「財務報告に関する概念フレームワーク」**

お問い合わせ

国際会計基準審議会

30 Cannon Street
London EC4M 6XH
United Kingdom

Tel: +44 (0)20 7246
6410

Fax: +44 (0)20 7246
6411

E-mail: info@ifrs.org

Website: www.ifrs.org

今後の IASB 会議

IASB は少なくとも月に一度、最長で 5 日間の会議を開催する。

今後の IASB 会議の日程は次のとおり：

2017 年 2 月 20 – 24 日

2017 年 3 月 20 - 24 日

2017 年 4 月 24 - 28 日

将来及び過去の IASB 会議に関する情報は [こちら](#)

IASB Update ニュース レターのアーカイブ

過去の IASB Update は [こちら](#)

要約のポッドキャスト

過去の IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は [こちら](#)

IFRS 第 13 号「公正価値測定」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー 7)

審議会は 2017 年 1 月 18 日に会合し、IFRS 第 13 号「公正価値測定」の適用後レビュー（PIR）のフェーズ 1 について議論した。

アジェンダ・ペーパー 7A-7D：適用後レビューのフェーズ 1

審議会は次のことを暫定的に決定した。審議会は以下の事項について議論したが、何も決定は行われなかった。

- a. PIR のプロセス、IFRS 第 13 号に関する背景情報及び公正価値測定に関する作業の流れ（アジェンダ・ペーパー 7A)
- b. IFRS 第 13 号と米国会計基準（US GAAP）のトピック 820「公正価値測定」との間のコンバージェンスが、当審議会又は財務会計基準審議会がその後に行った基準設定作業の結果として後退しているのかどうか（アジェンダ・ペーパー 7B)

アジェンダ・ペーパー 7E：適用後レビューのフェーズ 2

審議会は、適用後レビューの今後のステップについても議論し、次のことを暫定的に決定した。

- a. 適用後レビューのフェーズ 2 を進める。
 - 12 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- b. 適用後レビューの範囲の焦点を次のことに置く。
 - i. 公正価値測定に関する開示の有効性
 - ii. 相場価格のある投資の会計単位と公正価値測定
 - iii. 特定の領域における判断の適用
 - iv. 非金融資産の公正価値を測定する際の最有効使用の適用

さらに、適用後レビューでは、生物資産及び相場価格のない資本性金融商品の公正価値の測定に関する教育の必要性について検討する。

12 名の審議会メンバーのうち 11 名がこれらの決定に賛成し、1 名が反対した。

- c. 適用後レビューのフェーズ 2 の間に以下の活動を実施する。
 - i. 情報要請（RFI）を上記 b に記載した領域における質問とともに公表する。
 - ii. 学術文献及び非学術文献をレビューする。
 - iii. RFI に記載した質問に関してアウトリーチを実施し、投資家及び作成者と追加的な協議を行って、公正価値測定に関する開示について、どのような情報が有用で、どのような情報が作成にコストが掛かるのかを評価する。
 - iv. 上記の活動から得た情報を補足するための追加的な証拠を収集する。

12 名の審議会メンバーのうち 11 名がこれらの決定に賛成し、1 名が反対した。

今後のステップ

今後の会議で、審議会は関連するデュー・プロセスのステップを検討する。

対称的な期限前償還オプション（アジェンダ・ペーパー3）

審議会は、2017年1月18日に会合し、IFRS第9号「金融商品」を適用する際の、対称的な期限前償還オプションの付いた金融資産の分類について議論した。

この会議で、審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 下記の場合に、対称的な期限前償還オプションの付いた金融資産が償却原価での測定、又はその他の包括利益を通じた公正価値での測定に適格となるようなIFRS第9号の狭い範囲の修正を提案する（当該金融資産が事業モデルの要件を満たすことが前提となる）。
 - i. 当該金融資産がIFRS第9号のB4.1.11項(b)の要求事項（契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみである期限前償還可能な金融資産）を満たすはずのところ、期限前償還要素の対称的な性質の結果として要求事項を満たさない。かつ、
 - ii. 企業が当該金融資産を当初認識する時点で、対称的な期限前償還要素の公正価値が僅少である。
- 12名の審議会メンバーのうち11名がこの決定に賛成し、1名が反対した。
- b. この狭い範囲の修正の発効日を、2018年1月1日以後開始する事業年度（IFRS第9号の発効日と同じ）とすることを提案し、公開草案に、発効日をもっと遅くして早期適用を認める方が適切かどうかに関する質問を記載する。12名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。
- c. 修正案の遡及適用を要求する。12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

審議会は、2017年2月の会議で、IFRS第9号の狭い範囲の修正案に関するコメント期間及び行ったデュー・プロセスのステップについて検討する。

会計方針及び会計上の見積り（アジェンダ・ペーパー26）

2017年1月18日の会議で、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の修正を提案する公開草案の原案の文言に対するフィードバックに対応して、公開草案では「会計上の見積りの変更」ではなく「会計上の見積り」を定義することが報告された。

この置換えにより、読者が会計方針と会計上の見積りの定義を比較することが容易になり、審議会がIAS第8号を修正する提案で達成を意図している内容が明確化されるであろう。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、公開草案を2017年の第2四半期に公表する予定である。

保険契約（口頭でのアップデート）

審議会は、保険契約プロジェクトの進捗状況及びIFRS第17号「保険契約」の適用を支援するための計画についての口頭でのアップデートを受けた。その計画の中には、基準公表後の移行リソース・グループの設置があった。このグループのメンバー構成は、今後決定される使命及び目的を反映することになる。後日、このグループへの関心の表明を募集する。

「財務報告に関する概念フレームワーク」(アジェンダ・ペーパー10)

審議会は、2017年1月18日に会合し、「財務報告に関する概念フレームワーク」(「概念フレームワーク」)プロジェクトについて議論した。特に、審議会は、2015年5月の公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」(公開草案)の測定の章について議論した。さらに、審議会は、公開草案「概念フレームワークへの参照の更新」(「参照更新」公開草案)について議論した。

アジェンダ・ペーパー10B及び10C：当初測定に固有の諸要因

審議会は、「当初測定に固有の諸要因」についての公開草案の議論の改訂を検討した。スタッフに、文案の再作成時に以下のことを考慮するよう指示した。

- a. 「価値の類似した項目の交換」に代わる代替的な文言を使用する(例えば、「市場取引」)
- b. そうした取引に関してのみ当初測定を議論すべきかどうか
- c. 持分保有者としての立場での持分所有者との取引についての議論は、分配を行う負債が生じている状況を扱うべきかどうか

改訂「概念フレームワーク」では、公開草案で示していた自家建設資産に関する議論も除外することになる。

アジェンダ・ペーパー10D：目的適合性のある複数の測定基礎

審議会は、改訂「概念フレームワーク」では次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. 公開草案で提案したように、資産、負債、収益又は費用に関する情報を提供するために複数の測定基礎が選択される場合もある旨を記述する。
- b. 複数の測定基礎が選択される場合に、資産、負債、収益又は費用に関する情報の目的適合性と忠実な表現の両方を考慮することを要求する。

審議会は、財政状態計算書における資産又は負債と、純損益計算書における関連する収益又は費用について、異なる測定基礎を選択することは、収益及び費用を財政状態計算書とその他の包括利益の計算書において分類することの一例である旨を明確化することも暫定的に決定した。このような明確化を提供するという審議会の決定は、複数の測定基礎に関する提案と改訂「概念フレームワーク」の他の側面(収益及び費用の定義や、財務業績に関する情報の提供など)との間の相互関係の明確化を求める一部のコメント提出者からの要望に対応したものである。

12名の審議会メンバーのうち8名がこれらの決定に賛成し、4名が反対した。

アジェンダ・ペーパー10E：「参照更新」公開草案－修正案

審議会は、次のことを暫定的に決定した。

- a. IFRS第3号「企業結合」の第11項における「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」(「フレームワーク」)への参照を維持し、当該基準の狭い範囲の修正を行うためのプロジェクトを開始する。こうした狭い範囲の修正により、「フレームワーク」への参照の置換えが、意図しない結果を防ぐような方法で行われることになる。
- b. 財務諸表利用者の特徴に関する仮定についての現行の記述を維持し、IAS第1号「財務諸表の表示」の第7項、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第6項及びIFRS第4号「保険契約」のIG16項における「フレームワーク」への参照を削除する。

12名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

さらに、審議会は、「参照更新」公開草案における以下の提案を確認することを暫定的に決定した。

- a. IAS第8号の第11項で、「フレームワーク」への参照を「概念フレームワーク」への参照に置き換える。12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

- b. 「フレームワーク」への残りの参照を「概念フレームワーク」への参照に置き換え、IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」、IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査及び評価」、IAS 第 1 号、IAS 第 8 号、IAS 第 34 号「期中財務報告」及び SIC 第 32 号「無形資産—ウェブサイトのコスト」における関連する引用を更新する。12 名の審議会メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。
- c. 2010 年の「概念フレームワーク」の改訂後に追加された明確化のための脚注を削除する。12 名の審議会メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。

アジェンダ・ペーパー10F：「参照更新」公開草案 – 経過措置及び発効日

審議会は、「参照更新」公開草案で提案した遡及適用の要求を修正することを暫定的に決定した。改訂後の会計方針は、遡及適用に過大なコスト及び労力を要する場合を除き、遡及適用しなければならないこととなる。こうした経過措置を下記に含めることになる。

- a. IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第 11 項の修正。12 名の審議会メンバーのうち 7 名がこの決定に賛成し、5 名が反対した。
- b. その他の修正案（すなわち、IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」、IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査及び評価」、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」、IAS 第 34 号「期中財務報告」の修正及び IAS 第 8 号の残りの修正）。12 名の審議会メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成し、2 名が反対した。

さらに、審議会は、「参照更新」公開草案における下記の提案を暫定的に確認した。

- a. IAS 第 8 号の第 11 項の修正は、既存の会計方針と新しい会計方針の両方に適用される。ただし、今後のボード会議で議論する予定の料金規制対象企業について考え得る一時的な救済は除く。
- b. 修正案について約 18 か月の移行期間を設ける。

12 名の審議会メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。

今後のステップ

2 月のボード会議で、審議会は下記のことを議論する。

- a. 改訂「概念フレームワーク」と IFRS 基準との間の不整合
- b. 料金規制対象企業について、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第 11 項の修正（「フレームワーク」への参照を「概念フレームワーク」への参照に置き換える）の適用の一時的免除の可能性
- c. 影響分析
- d. デュー・プロセス

作業計画——2017 年 1 月 19 日現在の目標時期

今回の会議で行った決定を反映した作業計画が 2017 年 1 月 19 日に IASB のウェブサイトを更新された。[こちらで閲覧できる。](#)

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation

コピーライト © IFRS 財団

ISSN 1474-2675